



平成15年4月24日
日本原子力発電株式会社

東海発電所の廃止措置期間中における第2回施設定期検査について

当社東海発電所（炭酸ガス冷却型）は、廃止措置期間中の保安確保を図るため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき施設定期検査を4月25日から5月下旬までの予定で実施します。

設定期検査対象の主な設備は、下記のとおりです。

記

- (1) 原子炉本体
- (2) 貯蔵施設
- (3) 廃棄施設
- (4) 放射線管理施設

以上